平成二十六年度決算公告

平成二十七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位　千円）

資産の部

資産合計　四、六八七、七九四

負債及び正味財産の部

負債合計　四一、四六三

正味財産合計　四、六四六、三三〇

負債及び正味財産合計　四、六八七、七九四

平成二十七年六月十六日

東京都港区北青山二丁目五番一号

公益財団法人伊藤忠記念財団

代表理事　小林　栄三

配当公告

秋田県大仙市花館字常保寺九七番地一

破産者　株式会社大曲仙北地方卸売市場

右の者に対する秋田地方裁判所平成二十五年(フ)第一九九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二九、八六五、四九一円

一、配当することのできる金額

金一五、六一四、八五六円

平成二十七年七月二十一日

秋田市山王六丁目八番四一号秋田中央法律事務所

破産管財人　虻川　高範

配当公告

岐阜市六条七〇番地一グラード一〇一号室、宣告時の住所岐阜市清本町五丁目一〇番地

破産者　梅本佳与子

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十六年(フ)第二三六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金四〇六、〇七三、五二九円

一、配当することのできる金額

金五五、五四二、八一一円

平成二十七年七月二十一日

岐阜市上竹町二一番地

破産管財人　幅　隆彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道中川郡池田町字旭町四丁目二八番地七、最後の住所北海道中川郡池田町字旭町四丁目二八番地の七

被相続人　亡　鳴海　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

北海道帯広市西四条南一〇丁目三四　センターシティ1　鈴木茂雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　茂雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市緑町一丁目二番地三、最後の住所北海道苫小牧市表町五丁目八番三―一一〇一号

被相続人　亡　三浦　國男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

北海道苫小牧市表町二丁目一番七号王子不動産第一ビル四階　大谷和広法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高田　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字徒町一六番地、最後の住所青森県弘前市大字稲田一丁目六番地九ときわ荘一号

被相続人　亡　福井　恒治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

青森県弘前市大字元大工町一六番地

相続財産管理人　弁護士　**葛西**　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市上太田岡沼二五番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　櫻井　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

岩手県盛岡市中央通一―一一―一七第二大通ビル五階

相続財産管理人　弁護士　工藤　光機

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡楢葉町大字下小塙字久保田七番地二、最後の住所福島県双葉郡浪江町大字加倉字今神七八番地福島県浪江ひまわり荘

被相続人　亡　遠藤　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

事務所福島県いわき市平字南町二一番地の二ネモト三―SUNビル四階　つばさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鍛冶　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市長町三丁目五五番地、最後の住所栃木県宇都宮市江曽島五丁目七番一号

被相続人　亡　渡邉　千洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

栃木県宇都宮市松原一丁目一番九号

相続財産管理人　田島二三夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市栄一丁目五番、最後の住所埼玉県新座市栄一丁目五番一号

被相続人　亡　池田　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号東和ビル四階

相続財産管理人　弁護士　月岡　朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市富士見町一丁目六番地、最後の住所神奈川県横須賀市馬堀海岸三丁目一八番七号

被相続人　亡　尾上　剛司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

東京都千代田区神田司町二丁目一五番地

川乱神田司ビル

相続財産管理人　弁護士　守屋　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆の国市長岡一六九番地六、最後の住所静岡県伊豆の国市長岡一六九番地の六リシャール伊豆長岡四〇七号

被相続人　亡　宮原　文親

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

静岡県沼津市新宿町一番地の九

相続財産管理人　弁護士　小杉　真由

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県海津市海津町福江一四二三番地、最後の住所愛知県海部郡蟹江町宝二丁目五二番地

被相続人　亡　城　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

愛知県春日井市大和通一丁目七〇番地一大和ビル三階

相続財産管理人　弁護士　藤川　誠二